

永平寺町吹付けアスベスト調査事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号及び国土交通省住宅局長通知）に基づき、永平寺町内に存する民間建築物についてアスベストの使用実態を把握し、アスベストによる被害の未然防止を図るため、アスベスト含有の有無等に係る調査に対して本町が実施する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト調査 吹付け建材に係るアスベスト含有の有無と含有している場合の含有の量を分析により調査することをいう。
- (3) 吹付け建材 石綿が含有されている吹付け及びその疑いがある吹付けをいう。ただし、製造が中止されて2年経過後に施工されたものを除く。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずる者の所有に属する建築物以外の建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次条に規定する建築物の所有者（当該建築物が区分所有されている場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(補助対象建築物)

第4条 この要綱による補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。

- (1) 本町に所在する建築物であること。
- (2) 吹付け建材が施工されていること。
- (3) 国による他の補助金等の交付を受けていないものであること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、前条の補助対象建築物において行うアスベスト調査とする。

2 前項のアスベスト調査は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の

判定及び石綿の含有率の測定に対応できる分析機関」または同等の能力を有する機関であること。

- (2) 分析方法は、J I S A 1 4 8 1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」または同等以上の精度を有する分析方法であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は、1棟につき25万円とする。

- 2 この要綱による補助対象建築物に対する補助は、原則として1棟につき1回とする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、吹付けアスベスト調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日が分かる書類
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 調査対象の吹付けの仕様及び施工箇所が分かる図面（平面図、天井伏図、断面図、矩計図、仕上げ表、特記仕様書等）およびカラー写真
- (5) アスベスト調査に係る分析機関の見積書
- (6) 登記事項証明書その他建築物の所有関係が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の対象とならないと認めるときは、吹付けアスベスト調査事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

- 2 町長は、補助金の交付決定に当たり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(分析調査の実施)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定の日から30日以内に分析調査に着手するものとし、交付決定の内容およびこれに付した条件に従い分析調査を行わなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、補助事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知する。

(完了実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、アスベスト調査が完了したときは、調査完了後30日以内または交付決定を受けた年度の末日までに、吹付けアスベスト調査事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) アスベスト調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (3) アスベスト調査に要する費用に係る分析機関からの請求書の写し

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を当該者に吹付けアスベスト調査事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、吹付けアスベスト調査事業補助金交付請求書(様式第8号)により、補助金の交付を町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条により補助金の交付請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知する。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

（書類の保存）

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該アスベスト調査の実施に関する書類等を当該アスベスト調査が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度補助金から適用する。